

お知らせ

マイナンバーカードをつくりませんか

【市民課】

市では、マイナンバーカード（個人番号カード）をより多くの市民の皆さんにご利用いただくため、マイナンバーカードの出張申請所を開設します。



また、市民課ではマイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設します。

●出張日時 11月4日(祝)

午前10時～午後3時30分

●出張場所 県立橋本体育館

●出張内容

申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請書記入のお手伝いをしますので、そのまま申請していただけます。

マイナンバーカードの受取りは申請から約1カ月後に交付はがきが自宅に届きますので、内容をご確認の上、市民課までお越しください。

●時間外受取り窓口開設日時

●11月10日(日)、12月8日(日)  
令和2年1月12日(日)、2月9日(日)  
午前9時～午後3時

●11月15日(金)、12月20日(金)  
令和2年1月17日(金)、2月21日(金)  
午後5時30分～8時

●問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できます

【市民課】

11月5日から、住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できるようになります。また、併記した旧姓(旧氏)で印鑑登録をすることができるようになります。希望する場合は、市民課へ申し込んでください。

●申し込み・問い合わせ 市民課 住民係 ☎33-1131

年金に関する控除証明書について

【保険年金課】

年末調整や確定申告で国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用を受けるには、納付したことを証明する書類を添付することが必要です。

そのため、日本年金機構では「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を毎年11月と翌年2月に発行しています。

今年中に国民年金保険料を納付しているのに、控除証明書が届かない人や、紛失して再発行してほしい人などのために、ねんきん加入者ダイヤルを設置していますので、ご利用ください。

●専用ダイヤル

☎0570-003-004

※050から始まる電話でおかけになる場合は、

☎03-6630-2525へ

●受付時間

午前8時30分～午後7時

※土・日曜、祝日および年末年始は利用できません。  
ただし、第2土曜日のみ午前9時30分～午後4時まで利用できます。

「還付する」との詐欺の電話に注意

【消費生活センター】

電話で「還付される」と説明してATMに行くように促し、たくみに金銭を奪おうとする詐欺の手口が後を絶ちません。市や金融機関が、個人にこのような電話をかけることはありません。



また、消費税のポイント還元に必要なだと説明して、クレジットカードの番号を言わせようとしたら、それは詐欺です。絶対に応じないで、すぐに電話を切り、警察にも相談しましょう。

●問い合わせ

消費生活センター ☎33-1127

プレミアム付商品券の購入引換券交付申請を受け付けています

【福祉課】

10月の消費税率10%への引上げに伴い、消費に与える影響を緩和することを目的として、プレミアム付商品券を販売しています。

対象者には申請書を郵送していますので、希望される人は忘れずに申請してください。

詳しくは、広報はしもと7月号または市ホームページをご覧ください。詳しくは、広報はしもと7月号または市ホームページをご覧ください。

●販売期間 令和2年2月28日(金)まで

●販売場所

市民会館および産業文化会館  
(12月以降はシティセールス推進課)

●使用期間 令和2年3月15日(日)まで

●販売額

購入対象者1人につき総額25,000円分を20,000円で販売。5,000円分から販売しています。

●申請期間

12月27日(金)まで(土・日曜、祝日を除く)

●申請場所・問い合わせ

プレミアム商品券サポートセンター(保健福祉センター内) ☎33-3331

児童虐待防止月間

【子育て世代包括支援センター】

11月は児童虐待防止推進月間です。虐待は「しつけのつもり」であっても、子どもの心身の健やかな成長に悪影響を及ぼします。

子どもの様子がおかしい、虐待の疑いがあると思ったら、すぐに電話してください。

●児童相談所全国共通ダイヤル

☎189(いちはやく)

※通告・相談は、匿名で行うことができ、連絡した人やその内容に関する秘密は守られます。

●問い合わせ

子育て世代包括支援センター ☎33-0039

障害者控除対象者認定書を発行しています

【介護保険課】

要介護(支援)認定者であって下記の対象者は、年末調整や確定申告などにおける障害者控除の適用を受けるための認定申請をすることができます。

●対象(すべての条件を満たす人)

- ①平成26年1月以降に要介護認定や要支援認定を受けている65歳以上の人
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けていない人
- ③介護保険の認定調査票または主治医意見書で、日常生活自立度の判定が一定基準の人

●申請方法

申請書に必要な事項を記入、押印の上、介護保険課までお持ちいただくか、郵送してください。

申請書は、介護保険課または市ホームページで入手できます。

●申請先・問い合わせ

〒648-8585(住所記入不要)  
橋本市 健康福祉部 介護保険課 ☎33-1633

無料かばん・おもちゃリユース市

【生活環境課】

使われなくなったかばん・おもちゃで捨てるにはもったいないものや誰かに使ってほしいものをお持ちください。必要な人に無料で持ち帰っていただきます。



●日程 11月4日(祝)

●時間 午前10時～午後3時30分  
※持込みは午後2時までです。

●場所 県立橋本体育館

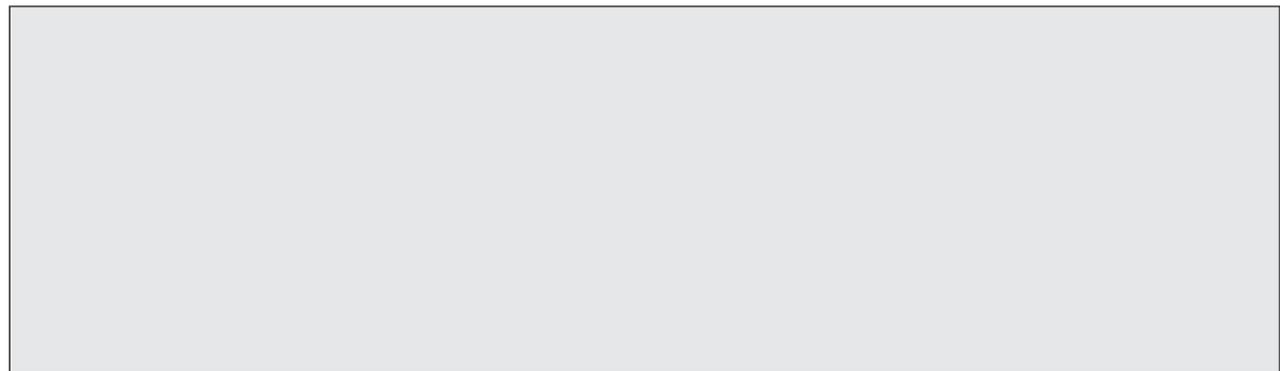
●持ち込めないもの

壊れているもの、汚れや破れているもの、1辺が1メートル以上のおもちゃ、ゲームソフト、ランドセル、スーツケース

※持ち込んでいただいたものは返却できません。

●問い合わせ 生活環境課 ☎33-3702

広告



広告

